

2020年2月26日

株式会社イーエムアイ  
代表取締役 小川 祐一郎 様  
通信事業部  
取締役 長谷部 諒 様

適格消費者団体・特定適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西  
理事長 藤井 克裕

【連絡先（事務局）】担当：安本

〒540-0024 大阪市中央区南新町一丁目2番4号  
椿本ビル5階502号室

TEL06-6945-0729/FAX06-6945-0730

e-mail [info@kc-s.or.jp](mailto:info@kc-s.or.jp)

[http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)

#### ご連絡（要請活動終了通知）

当団体は、貴社の運営するプロバイダMOUインターネットの契約解除料について、貴社（2019年9月10日付会社分割前は株式会社クイック）に対し、下記の通り、要請活動を行ってきました。

2019年12月23日付「回答書」では、「弊社プロバイダMOUインターネット『旧2年割つなぎ放題コース』『旧3年割つなぎ放題コース』契約解除料を令和2年2月1日以降9,500円に変更します。」との回答を受領しました。

当団体は、以上の回答とホームページ上の契約解除料が9,500円に変更されたことを確認しましたので、貴社に対する要請活動を一旦終了とし、その旨本書をもって通知します。

なお、「回答書」の中で変更するとされている「MOUインターネットの書面」は、速やかに当団体宛へお送りください。

但し、本要請活動の終了をもって貴社が使用する契約条項を当団体が承認したものではないこと、今後も消費者契約法に違反すると思われる条項があると判断した場合は、別途対応させていただくことがあることを念のため付言いたします。

## 記

### 【改善後】

プロバイダMOUインターネットの「旧2年割つなぎ放題コース」及び「旧3年割つなぎ放題コース」の契約更新月以外での契約解除料を、2020年2月1日以降、9,500円に変更します。

### 【改善前】

契約更新月以外での契約解除料は、「旧2年割つなぎ放題コース」は1万5000円、「旧3年割つなぎ放題コース」は2万円でした。

### 【交渉経過】

- 1 プロバイダMOUインターネットの契約解除料については、2015年7月8日付け「申入れ兼要請書」により、当団体から、当時の運営会社である株式会社DEXに対し、平均的損害を超えないものに変更するよう申入れをしたのに対し、同年7月23日付「回答書」により、同年10月1日から契約解除料を、2年割プランについては15,000円から9,500円に、3年割プランについては20,000円から9,500円にそれぞれ改訂する予定であるとの回答を受けましたので、この点に関する当団体の申入れ活動はいったん終了しました。
- 2 しかしながら、遅くとも2018年5月ころには、プロバイダMOUインターネットのホームページ上に2年割の契約更新月以外での契約解除料が15,000円、3年割の契約更新月以外での契約解除料が20,000円との記載がされていることが判明したため、当団体は、本件に関する活動を再開いたしました。
- 3 貴社（2019年9月10日付会社分割前は株式会社クイック）に対し、2018年9月6日付「お問い合わせ」、2019年2月1日付「再お問い合わせ」、2019年5月29日付「再々お問い合わせ」、2019年8月28日付「お問い合わせ（その4）」、2019年11月28日付「要請書」を送付し、貴社から、2018年9月12日付「回答書」、2019年2月28日付「回答書」、2019年6月25日付「回答書」、2019年9月26日付「回答書」、2019年12月23日付「回答書」を受領しました。

以上